

# ミネラルウォーター類の 基準改正について

2022年1月発行

私たちはスーパーやコンビニエンスストア、通信販売などでたくさんの種類のミネラルウォーター類を手に入れることができます。ミネラルウォーター類の利用は年々広まっており、利用量は最近の5年間で20%上昇しているというデータもあります。近年、飲料水や調理に使う水としてより身近なものになってきたミネラルウォーター類について、安全性を守るための法規制や、令和3年に行われた規格基準の改正についてご紹介します。

## ミネラルウォーター類とは？

ミネラルウォーター類は、食品衛生法においては水のみを原料とする清涼飲料水と規定されています（図1）。つまり大きな枠組みとしては炭酸飲料やジュースなどと同じ区分に属しています。さらにミネラルウォーター類は原水（製造に使用される原料としての水）の種類と製造過程での処理方法により、ナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーター、ミネラルウォーター、ボトルドウォーターの4種類に分類されています（表1）。

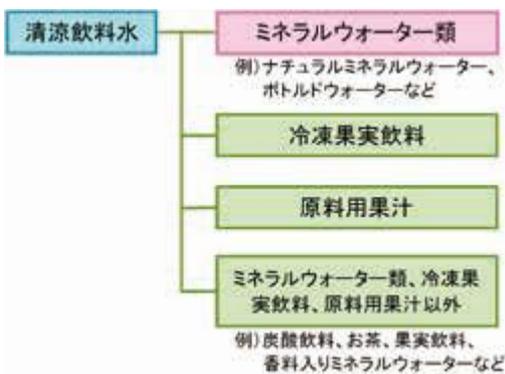


図1. 清涼飲料水の分類  
(食品衛生法)

表1. ミネラルウォーター類の名称分類

名称	原水	処理方法
ナチュラルウォーター	特定水源より採水された地下水	
ナチュラルミネラルウォーター	特定水源より採水された地下水のうち、地表から浸透し、地下を移動中または地下に滞留中に地層中の無機塩類が溶解した地下水	沈殿、濾過、加熱殺菌以外の物理的・化学的処理を行わないもの
ミネラルウォーター	ナチュラルミネラルウォーターを原水としたもの	沈殿、濾過、加熱殺菌以外に次に掲げる処理を行ったもの ・複数のナチュラルミネラルウォーターの混合 ・ミネラル分の調整 ・ばっ気処理 など
ボトルドウォーター (または飲用水)	ナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーター以外のもの (純水、蒸留水、河川の表流水、水道水)	処理方法の限定なし

「ミネラルウォーター類(容器入り飲用水)の品質表示ガイドライン」  
(平成2年3月30日農林水産省局長通達 2食流第1071号)より

### 清涼飲料水の規格基準（食品衛生法）

食品衛生法では流通する食品の安全な品質を確保するため、「食品、添加物等の規格基準」の中で、食品ごとに規格基準を定めています。規格基準とは、さまざまな食品について、成分規格（製品の品質についての基準）や製造、加工、調理及び保存に関する基準を定めたものです。

ミネラルウォーター類においても、清涼飲料水の規格基準の中に成分規格や製造基準などが定められ、これらに従って製造された安全な製品が市場に流通しています。これらの成分規格は、おもに食品の健康・安全に関する項目について定められています。平成 26 年 12 月 22 日に規格基準の一部が改正され、ミネラルウォーター類の規格基準には水道法で規定される水道水質基準に近い基準値や検査方法が設定されました。これ以降も水道水質基準や Codex 委員会等により策定された国際基準との整合性を踏まえ、新たな規格基準の設定、基準値の変更や検査方法の追加などの見直しが行われています。

### 令和 3 年の規格基準の改正

令和 3 年 6 月 29 日に新しく行われた改正の主な内容としては、規格基準に新たな項目として「フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）」と「クロロ酢酸類（クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の 3 種類）」が追加されたことが挙げられます。

フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）はポリ塩化ビニルなどを柔らかくしたり加工しやすくしたりする可塑剤<sup>かそ</sup>として利用されている物質で、器具や容器包装などに広く使われています。クロロ酢酸類は塩素で水を消毒したり除鉄・除マンガン処理をしたりするとき生成する消毒副生成物です。

また、このほかにも六価クロムについて新たな食品健康影響評価が行われたことから、この評価の結果を踏まえて基準値が厳しくなるとともに、新たな検査法が追加されることになりました。

これらの改正を反映した新しい規格基準を表 2～4 に示します。赤字部分が今回の更新を反映しています。市場に流通する製品は清涼飲料水の一般規格（表 2）及びミネラルウォーター類個別の成分規格（表 3 又は 4）に適合している必要があります。

表2. 清涼飲料水の成分規格（一般規格）

検査項目	規格値	検査項目	規格値
1 混濁	混濁したものであってはならない	3 スズ*	150.0ppm以下
2 沈殿物または固形の異物	沈殿物または固形の異物がないこと	4 大腸菌群	陰性

※) 金属製容器包装入りのものに限る

表3. 殺菌・除菌を行っているミネラルウォーター類の成分規格

検査項目	規格値	検査項目	規格値
1 アンチモン	0.005mg/L以下	23 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	シス体とトランス体の和として0.04mg/L以下
2 カドミウム	0.003mg/L以下	24 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
3 水銀	0.0005mg/L以下	25 臭素酸	0.01mg/L以下
4 セレン	0.01mg/L以下	26 亜硝酸性窒素	0.04mg/L以下
5 銅	1mg/L以下	27 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
6 鉛	0.05mg/L以下	28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下
7 バリウム	1mg/L以下	29 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
8 ヒ素	0.01mg/L以下	30 トリクロロエチレン	0.004mg/L以下
9 マンガン	0.4mg/L以下	31 <b>トリクロロ酢酸</b>	<b>0.03mg/L以下</b>
10 <b>六価クロム</b>	<b>0.02mg/L以下</b>	32 トルエン	0.4mg/L以下
11 亜塩素酸	0.6mg/L以下	33 <b>フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)</b>	<b>0.07mg/L以下</b>
12 塩素酸	0.6mg/L以下	34 フッ素	2mg/L以下
13 <b>クロロ酢酸</b>	<b>0.02mg/L以下</b>	35 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
14 クロロホルム	0.06mg/L以下	36 ブロモホルム	0.09mg/L以下
15 残留塩素	3mg/L以下	37 ベンゼン	0.01mg/L以下
16 シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01mg/L以下	38 ホウ素	5mg/L以下
17 四塩化炭素	0.002mg/L以下	39 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
18 1, 4-ジオキサン	0.04mg/L以下	40 有機物等(全有機炭素)	3mg/L以下
19 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	41 味	異常でないこと
20 1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	42 臭気	異常でないこと
21 <b>ジクロロ酢酸</b>	<b>0.03mg/L以下</b>	43 色度	5度以下
22 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	44 濁度	2度以下

※) 赤字は2021年の改正に伴って追加・変更された項目

表4. 殺菌・除菌を行っていないミネラルウォーター類の成分規格

検査項目	規格値	検査項目	規格値
1 アンチモン	0.005mg/L以下	9 マンガン	0.4mg/L以下
2 カドミウム	0.003mg/L以下	10 <b>六価クロム</b>	<b>0.02mg/L以下</b>
3 水銀	0.0005mg/L以下	11 シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01mg/L以下
4 セレン	0.01mg/L以下	12 亜硝酸性窒素	0.04mg/L以下
5 銅	1mg/L以下	13 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
6 鉛	0.05mg/L以下	14 フッ素	2mg/L以下
7 バリウム	1mg/L以下	15 ホウ素	5mg/L以下
8 ヒ素	0.01mg/L以下		

※) 赤字は2021年の改正に伴って変更された項目

## ミネラルウォーター類の安全安心のために

当所では、県内で製造・流通しているミネラルウォーター類が成分規格に適合していることを確認するため、検査を実施しています。改正された規格基準についても、信頼性の高い検査を実施するため、検査法等の標準作業手順書の整備及び妥当性評価を行っています。今後もミネラルウォーター類の安全性を確保できるよう、検査・調査研究を進めてまいります。

(参考資料および参考リンク)

- 1) 平成 2 年 3 月 30 日農林水産省局長通達 2 食流第 1071 号「ミネラルウォーター類の品質表示ガイドライン」
- 2) 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）
- 3) 食品別の規格基準について（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin\\_kikaku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin_kikaku/index.html)
- 4) 平成 26 年 12 月 22 日 食安発 1222 第 1 号「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」
- 5) 水道水質基準について（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/index.html>
- 6) 衛研ニュース（第 172 号） ミネラルウォーター類の安全性について  
[https://www.pref.kanagawa.jp/sys/eiken/005\\_databox/0504\\_jouhou/0601\\_eiken\\_news/files/eiken\\_news172.htm](https://www.pref.kanagawa.jp/sys/eiken/005_databox/0504_jouhou/0601_eiken_news/files/eiken_news172.htm)
- 7) 令和 3 年 6 月 29 日 生食発 0629 第 4 号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（清涼飲料水の規格基準の一部改正）」  
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210630I0020.pdf>

(理化学部 佐藤 学)



神奈川県衛生研究所ホームページを  
ご覧ください



衛研ニュース No.208 令和 4 年 1 月発行  
発行所 神奈川県衛生研究所(企画情報部)  
〒253-0087 茅ヶ崎市下町屋1-3-1  
電話 (0467) 83-4400 F A X (0467) 83-4457  
<https://www.pref.kanagawa.jp/sys/eiken>

再生紙を使用しています。